

平成21年度第3回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録（要旨）

開催日時 平成22年2月23日（火）午後4時30分～午後5時15分

開催場所 ニューみくら305会議室

議事日程

- 1 開会
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議題
 - (1) 審議事項
 - ・栃木県大規模小売店舗立地審議会運営規程の改正について
 - (2) 報告事項
 - ・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- 4 閉会

出席者

〔委員〕 大森宣暁、戸室康子、中野有朋、橋本康夫、原田いづみ、古橋克夫、星法子、森本章倫 以上8名

〔事務局〕 経営支援課 小林課長、清嶋課長補佐（商業活性化担当）、鈴木主査、豊住主事

議事の経過

午後4時30分、司会の清嶋課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員8人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、会議が有効に成立する旨報告

古橋会長から、議事録署名人として大森委員と橋本委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項の栃木県大規模小売店舗立地審議会運営規程の改正について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

委員 : 調整が必要な大型案件等の場合、これまでは事前に担当委員との調整が行われてきたが、権限移譲後はどうなるか。

事務局 : 移譲市においても、県のこれまでの取扱いと同様に、関係機関との協議や計画書の提出について要綱等に明記する方向で検討している旨聞いている。その過程の中で、調整が必要な大型案件等の場合、早めに県へ情報提供が行われると考えられるので、従来同様必要な案件については事前に担当委員と調整を行うこととなる。

特に権限移譲直後は、県による移譲市への支援を丁寧に行っていきたい。

委員 : 移譲市の案件を県の立地審に付議する場合、当該市の職員は出席するか。

事務局 : 事務局として出席してもらう方向で検討している。

委員 : 新年度以降審議会の仕事の仕方は変わらないか。

事務局 : 4月以降も4市と町の事務は県に残る。審議会を活用する市も現在のところ10市全てなので、基本的には変わらない。

委員 : 移譲市は、個別案件ごとに県へ技術的助言を依頼するかどうか判断できるのか。

事務局 : 移譲市の要綱等で、県への技術的助言を求める案件については具体的な基準を明記する方向で検討する旨聞いている。従って、要綱等の基準に該当すれば自動的に県の指導助言を依頼することとなる。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、事務局案のとおり決定することについて委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後5時15分に審議会は終了した。

